

有機農業推進総合対策事業公募要領

第1 総則

令和6年度有機農業推進総合対策（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、次のとおりです。

なお、この公募は令和6年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。

第2 趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し農業生産に由来する環境への負荷を低減させ、さらに、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなどSDGsの達成に貢献するものです。また、国内外での有機食品需要が拡大している中で、国産有機農産物等の安定供給を図ることは、需要に応じた生産・供給や輸出拡大の推進に貢献します。

農林水産省では、有機農業推進に関する基本的な方針（令和2年4月農林水産大臣決定）において、2030年までに有機農業の取組面積を6万3千haにまで拡大する等の目標を設定し、さらに、令和3年5月には、「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するというKPIを設定したところです。本事業は、同方針や同戦略に基づき、有機農業の人材育成、有機農産物の安定供給体制構築、国産原料を使用した有機加工食品の生産拡大、国産有機農産物等の需要喚起等の取組を支援するものです。

第3 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成され、事業内容、事業実施主体、補助率等については、別表1に定めるとおりとし、各事業の詳細については、事業ごとに別記1から6に定めるとおりとします。

- (1) 有機農業指導活動促進事業（別記1）
- (2) 有機農業新規参入者技術習得支援事業（別記2）
- (3) 有機農産物安定供給体制構築事業
 - ア オーガニック産地育成事業（別記3）
 - イ オーガニックプロデューサー支援事業（別記4）
- (4) 有機加工食品原料国産化支援事業（別記5）
- (5) 国産有機農産物等需要拡大支援事業（別記6）

第4 事業実施主体の要件

本事業を構成する事業の実施主体になり得る者は、別表1の事業実施主体の欄に掲げる者であって、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、

団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等(以下「規約等」という。)が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 補助金の額

第3の(1)から(5)までに掲げる各事業の補助金の総額は、次のとおりとし、その範囲内で事業の実施に必要な経費を補助します。

なお、提案のあった金額については、事業の提案内容や補助対象経費等の精査により減額する場合がありますので御留意ください。

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 有機農業指導活動促進事業 | 9,000 千円以内(定額) |
| 1 者当たりの補助上限額は、3,000 千円以内とし、予算額の範囲内で複数の事業実施主体を選定する予定です。 | |
| (2) 有機農業新規参入者技術習得支援事業 | 5,709 千円以内(定額) |
| (3) オーガニック産地育成事業 | 3,000 千円以内(定額) |
| (4) オーガニックプロデューサー支援事業 | 12,000 千円以内(定額) |
| (5) 有機加工食品原料国産化支援事業 | 10,000 千円以内(定額) |
| (6) 国産有機農産物等需要拡大支援事業 | 8,000 千円以内(定額) |

第6 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は、事業に直接要する別表2の経費であって本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ、証拠書類(請求書、領収書の写し等)によって、金額、内容等が確認できるもののみとします。

なお、応募に当たっては、本事業実施期間中における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りません。また、申請補助金額については、千円未満を切り捨てて計上することとします。

第7 申請できない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額

に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

第 8 事業の実施期間

第 3 の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）の日から、令和 7 年 3 月末日までの間とします。

第 9 申請書類の作成及び提出期限等

本事業への応募を希望する団体等（以下「応募者」という。）は、次の申請書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

なお、提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

1 提出書類

（1）事業応募申請書（別記様式）

（2）事業実施計画書

- ・有機農業指導活動促進事業（別添様式第 1－1 号）
- ・有機農業新規参入者技術習得支援事業（別添様式第 1－2 号）
- ・オーガニック産地育成事業（別添様式第 1－3 号）
- ・オーガニックプロデューサー支援事業（別添様式第 1－4 号）
- ・有機加工食品原料国産化支援事業（別添様式第 1－5 号）
- ・国産有機農産物等需要拡大支援事業（別添様式第 1－6 号）

（3）（2）に関する添付書類

（4）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別紙様式第 1 号－1 から 3 までのいずれかにより作成）又はチェックシート実施者リスト（別紙様式第 2 号）

（5）第 3 の（1）の事業に応募する場合にあっては、別記 1 おいて別に定める書類

2 提出期限

令和 6 年 3 月 19 日（火曜日）午後 5 時必着

3 問合せ先・提出先

本事業についてのお問合せ及び提出先は次のとおりです。お問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とします。

（1）第 3 の（3）アの事業

別表 3 の担当窓口

（2）（1）以外の事業

農林水産省農産局農業環境対策課

TEL:03-3502-8111（内線 4840）

メールアドレス: yuuki_uketuke31@maff.go.jp

4 提出部数

各 1 部ずつ

5 提出に当たっての留意事項

- (1) 申請書類は、申請様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査の対象にならない場合があります。
- (3) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）、農林水産省共通申請サービス又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可とします。ファックスによる提出は受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により送付ください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。
- (6) 申請書類は応募者ごとに第3の(1)から(5)に掲げる事業の提出書類を一つの封筒に同封し、「有機農業推進総合対策事業のうち〇〇事業申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、提出してください（〇〇には、第3の(1)から(5)に掲げる事業を記載してください。）。
- (7) 申請書類を電子メールにて提出する場合は、件名に「事業名（第3の(1)から(5)に掲げる事業のうち応募する事業名）」及び「応募者名」を、本文に「連絡先」及び「担当者名」を明記の上、以下の形式で提出してください。
 - 1 の提出書類のうち
 - (1) 事業応募申請書：記名押印の上、PDF
 - (2) 事業実施計画書：EXCEL ファイル
 - (3) 添付書類：ファイル形式は問いませんなお、添付する書類は圧縮せずに1メールあたり7Mb以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名に「その〇（〇は連番）」と追記をして送信してください。
- (8) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (9) 申請書類の審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認等を行う場合があります。

第10 補助金交付候補者の選定について

1 審査方法

提出された申請書類については、農産局農業環境対策課又は地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。）において審査・採点を行った後、外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、取組内容及び成果目標の妥当性を諮るとともに、事業ごとにそれぞれ別表4-1から別表4-6の審査基準に基づくポイント付けを行い、ポイントの高い順に補助金等交付候補者を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における審査等の手続が終了後、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が応募者に書面で通知するものとし、補助金等交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせします。

なお、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなり

ます。

第 11 重複申請等の制限

農林水産大臣（第 3 の（3）アの事業にあつては、地方農政局長等。ただし、北海道の場合は北海道農政事務所長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、応募者又は事業実施主体が同一の内容で、既に国からの他の補助金等の採択が決定している場合又は交付を受けている場合は、書類審査の対象から除外又は採択決定若しくは補助金の交付決定を取り消すものとします。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えありませんが、他の国の補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第 12 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （1）事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）等の法令に基づき、適正な執行に努めるものとします。
- （2）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- （3）事業実施主体は、必要に応じ交付された補助金の一部を、共同で事業を行う民間団体等（以下「分担事業者」という。）に配分することができるものとします。ただし、この場合、事業実施主体の代表者（以下「事業代表者」という。）は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理の管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の状況に違反することのないように十分注意するとともに、会計担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めるものとします。
- （4）事業代表者及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払いに関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- （5）補助金の交付を受けた事業実施主体及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金に係る経理管理を当該団体の会計部局等において実施するものとする。なお、特殊な事情により、当該団体の会計部局等に補助金の経理管理を実施することができない場合には、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定

期的に確認を受けるなど、適正な事業執行に努めるものとします。

2 事業の推進

事業実施主体は、予算成立後に施行される補助金交付等要綱及び実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣（第3の（3）アの事業に当たっては地方農政局長等）の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 事業実施状況の報告

本事業の実施状況については、事業実施年度の翌年度に前年度の事業の実施状況について、農産局長又は地方農政局長等に報告を行わなければなりません。

5 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、農産局長又は地方農政局長等に必要な報告を行わなければなりません。また農産局長又は地方農政局長等は、報告のあった成果を、無償で活用できるほか、補助事業者の承諾を得て公表できるものとします。加えて、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第13 補助金の返還

農林水産大臣は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

また、農林水産大臣は次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、本事業終了後5年間に於いて事業実施主体が、

これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

- 1 農産局長又は地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があったとき
- 2 事業成果の評価等の報告を怠ったとき

第 14 指導監督

農産局長又は地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するものとします。

また、農産局長又は地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとします。

第 15 その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

別添

環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

第1 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

応募者は、有機農業推進総合対策事業補助金の交付を受けるに当たり、事業の主たる受益者が最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施する旨記載した第2に規定するチェックシート又は第3に規定するチェックシート実施者リストを提出するものとします。

第2 チェックシートの作成と提出

- 1 公募要領第3の（１）、（２）、（３）イ、（４）及び（５）の応募者は、次の（１）から（３）までに掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する項目をチェックし、事業実施計画書とともに農産局長に提出してください。
 - （１）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け） 別紙様式第1号－1
 - （２）環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け） 別紙様式第1号－2
 - （３）環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け） 別紙様式第1号－3
- 2 公募要領第3の（３）アの応募者は、事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）のうち取組の中核となる者全員から、1の（１）から（３）までの該当するチェックシートを収集し、事業実施計画書とともに地方農政局長等に提出してください。

第3 チェックシート実施者リストの作成

チェックシートを作成する者（以下「チェックシート実施者」という。）が複数者の場合、事業実施主体がチェックシート実施者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第2号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを作成し、農産局長又は地方農政局長等に提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができます。

別表 1

事業区分	事業内容	事業実施主体	補助対象経費の範囲	補助率
有機農業指導 活動促進事業	有機農業指導活 動促進事業	・ 民間企業 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法 人 ・ 学校法人 ・ 特殊法人 ・ 認可法人 ・ 独立行政法人	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 - 情報発信費 - 研修受講費 - 認証取得費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	定額
有機農業新規 参入者技術習 得支援事業	有機農業新規参 入者技術習得支 援事業	・ 民間企業 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法 人 ・ 学校法人 ・ 特殊法人 ・ 認可法人 ・ 独立行政法人	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 - 情報発信費 - 研修受講費	定額

			・旅費 委員旅費 調査旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
有機農産物安定供給体制構築事業	オーガニック産地育成事業	・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・特殊法人 ・認可法人 ・独立行政法人 ・協議会 ・農業者の組織する団体	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	定額
	オーガニックプロデューサー支援事業	・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費	定額

		・ 特定非営利活動法人 ・ 学校法人 ・ 特殊法人 ・ 認可法人 ・ 独立行政法人 ・ 協議会	原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 ・ 旅費 委員旅費 調査旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	
有機加工食品原料国産化支援事業	有機加工食品原料国産化支援事業	・ 民間企業 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法人 ・ 学校法人 ・ 特殊法人 ・ 認可法人 ・ 独立行政法人 ・ 協議会	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ・ 旅費 委員旅費 調査旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	定額、1/2
国産有機農産物等需要拡大支援事業	(1) 国産有機サポーターズ活動推進事業	・ 民間企業 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費	定額

	(2)有機農産物 等認知度向上支 援事業 (3)有機農業環 境保全効果訴求 事業	・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法 人 ・ 学校法人 ・ 特殊法人 ・ 認可法人 ・ 独立行政法人 ・ 協議会	借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 ・ 旅費 委員旅費 調査旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	
--	---	--	---	--

別表 2

(1) 有機農業指導活動促進事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		- 事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	- 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	

	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ 等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	認証取得費	・ 有機 JAS 認証の取得支援（認証検査）等に要する経費	
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙に係る経費	
--	------	--	--

(注) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(2) 有機農業新規参入者技術習得支援事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	

	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修受講費	・ 事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・ 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(3) 有機農産物安定供給体制構築事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	

	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(4) 有機加工食品原料国産化支援事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。

	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	

雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注) 上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(5) 国産有機農産物等需要拡大支援事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	

	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発、展示会等への出展に要する経費	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。 ・ Webコンテンツの作成、システム管理等のWebによる情報発信の経費を含む。
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙に係る経費	
--	------	--	--

(注) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(別表3)

**令和6年度有機農業推進総合対策のうち
オーガニック産地育成事業の問合せ・提出先一覧**

申請者の住所 (都道府県)	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	北海道農政事務所生産支援課	064-8518	札幌市中央区南22条西6丁目2-22(エムズ南22条第2ビル)	011-330-8807(直通)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局生産技術環境課	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)	022-221-6214(直通)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局生産技術環境課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)	048-740-0453(直通)
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局生産技術環境課	920-8566	金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)	076-232-4893(直通)
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局生産技術環境課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-746-1313(直通)
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局生産技術環境課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎)	075-414-9722(直通)
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局生産技術環境課	700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号(岡山第2合同庁舎)	086-230-4249(直通)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局生産技術環境課	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号(熊本地方合同庁舎)	096-300-6271(直通)
沖縄県	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1653(直通)

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

1 有機農業指導活動促進事業

公募要領第 10 に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（１）及び（２）の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

（１）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5

	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 有機農業の推進に関する業務経験を有する者が5名以上参画している。	4つ満たす。	5
	イ 有機農業の推進に関する業務経験を有する者が3名以上参画している。	3つ満たす。	4
	ウ 5つ以上の都道府県において農業者を対象とする有機農業の技術指導の経験を有した者が参画しているか。	2つ満たす。	3
	エ 3つ以上の都道府県において農業者を対象とする有機農業の技術指導の経験を有した者が参画しているか。	1つ満たす。	1
	オ 1つも満たさない。	1つも満たさない。	0
②取組の高度化	ア 農業者等への指導内容の計画が科学的な知見に基づき、再現性が高い内容となっているか。	5つ満たす。	5
	イ 農業者等への指導内容が具体的な記載となっているか。	4つ満たす。	4
	ウ 20名以上の農業者へ技術指導を行う計画となっているか。	3つ満たす。	3
	エ 10名以上の農業者へ技術指導を行う計画となっているか。	2つ満たす。	2
	オ 技術指導の計画対象に新規に有機農業に取り組む農業者が10%以上含まれているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

2 有機農業新規参入者技術習得支援事業

公募要領第 10 に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（１）及び（２）の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

（１）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5

	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 全国の新規就農者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ 全国の有機農業者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ インターネットを通じた募集等の業務を行っている者が参画しているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
	エ 有機 JAS 制度に関する知見を有する者が参画しているか。 オ 事業終了後の支援対象者へのフォローアップ体制があるか。		
②取組の高度化	ア 農業者との申請や交付に係る手続方法が書類の簡素化に資する計画となっているか。	4つ満たす。	5
		3つ満たす。	4
	イ 事業終了後のフォローアップの方法が具体的な計画になっているか。	2つ満たす。	3
		1つ満たす。	1
	ウ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが2つ以上あるか。 エ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが3つ以上あるか。	1つも満たさない。	0

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

3 オーガニック産地育成事業

公募要領第 10 に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（１）及び（２）の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

（１）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】		

	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 協議会の構成員に有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の市町村が含まれているか、又は複数の市町村が含まれているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 協議会の構成員に都道府県又は複数の市町村を管轄する都道府県関連機関や農業団体等が含まれているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 協議会の構成員に有機農業に取り組む者が2名以上含まれているか。	1つも満たさない。	0
	エ 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれているか。		
②取組の高度化	オ 別記3第2の取組内容のうち(2)キの成果報告会等を行う計画となっているか。		
	ア 別記3第2の取組内容のうち(2)の栽培技術力・経営力向上のための取組及び(3)の安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 別記3第2の取組内容のうち(2)の栽培技術力・経営力向上のための取組に3つ以上取り組んでいるか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 別記3第2の取組内容のうち(3)の安定供給体制構築のための取組に3つ以上取り組んでいるか。	1つも満たさない。	0
	エ 2つの成果目標の増加割合がいずれも15%以上であるか。		
	オ 別記3第2の取組内容のうち(2)オの経営力向上・表示制度に係る研修会等のうち、有機JAS認証制度の理解増進に資する研修会を開催する計画となっているか。		

(3) 革新計画との関連の有無による基準

革新計画(※)において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。

(※) 革新計画とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術の活用による地域の労働力不足等への対応が重要であることに鑑み、令和元年度の本事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づ

き策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定した計画をいう。

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

4 オーガニックプロデューサー支援事業

公募要領第 10 に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（１）及び（２）の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

（１）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5

	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ オーガニックプロデューサーの選定方法や基準について具体的な計画を策定しているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ 農業技術、物流、販売先等、複数の分野を専門とするオーガニックプロデューサー候補者が選定されているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
	エ 農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む）の提案等を行うコンサルティング業務の経験を有する者が2人以上参画しているか。		
②取組の高度化	オ 有機農産物等の商談業務の経験を有する者が2人以上参画しているか。		
	ア オーガニックプロデューサー会議の開催時期や内容が、オーガニックプロデューサーの派遣時期等を踏まえ、具体的な計画になっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ オーガニックプロデューサー会議に有機農業やその関連業界に知見を有する者が参画する計画になっているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 複数のオーガニックプロデューサーが共同で実践拠点を複数回訪問する計画になっているか。	1つも満たさない。	0
	エ オーガニックプロデューサーの派遣地区及びマッチングや商談を促す取組の対象地区の累計が15地区以上か。		
	オ 別記4の第3（4）のセミナー等に40自治体以上を参集する計画となっているか。		

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

5 有機加工食品原料国産化支援事業

公募要領第 10 に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（１）及び（２）の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

（１）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】		

	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通事業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類上の業種の者が参画しているか。	3つ満たす。	5
	イ 有機 JAS 検査員の資格を有する者、又は有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。	2つ満たす。	3
	ウ 流通効率化の提案・助言を行う専門家が構成員に含まれるか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
②取組の高度化	ア 別記5の第2(2)の取組を全て実施する計画となっているか。	5つ満たす。	5
	イ 別記5の第2(3)の取組を全て実施する計画となっているか。	4つ満たす。	4
	ウ 別記5の第2(2)の取組に参加する事業者数が30以上の計画となっているか。	3つ満たす。	3
	エ 別記5の第2(3)の取組に参加する事業者数が100以上となる計画となっているか。	2つ満たす。	2
	オ 別記5の第2(4)の取組を複数回開催する計画となっているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

6 国産有機農産物等需要拡大支援事業

公募要領第 10 に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（１）及び（２）の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

（１）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5

	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 過去に200名以上が参加する有機農業や有機食品をテーマとしたイベント等の開催実績がある者が構成員に含まれるか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ 過去に有機農業に関するリーフレット、ポスター、映像等を作成した実績がある者が構成員に含まれるか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ 有機JAS検査員の資格を有する者、又は有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
	エ 複数の業種（農業、販売業、食品製造業、流通業等）の者が構成員に含まれているか。		
②取組の高度化	オ SNS又はホームページ等に有機農業に関する情報に係るコンテンツ等を掲載しているか。		
	ア 有機食品の販売業者と共同でイベントを実施する計画となっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ 別記6の第2(1)の取組を実施するに当たって、国産有機サポーターズの個々の活動の注目度を高められる内容となっているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
	ウ 別記6の第2(2)及び(3)の取組を実施するに当たって、有機農業や有機農産物に対する関心が低い消費者層に対して効果的に情報を発信する計画となっているか。		
	エ 本事業で実施する有機農業に関するセミナーの受講者数及び本事業で作成する教育コンテンツの受講者数の合計が400名以上となる計画となっているか。		
	オ 本事業で実施する有機農業の環境保全効果を訴求するセミナーの受講者数及び本事業で作成するリーフレット等の配布者数の合計が500名以上となる計画となっているか。		

別記1 有機農業指導活動促進事業

公募要領第3の1（1）に掲げる事業の詳細は、以下に定めるところによる。

第1 事業の内容

有機農業に取り組む農業者の技術習得を促進するため、有機農業の栽培技術指導を広域的に行う民間団体等が、有機農業に取り組む農業者等に対して行う現地指導や研修会の開催、技術指導に必要な資材の作成や研修ほ場の設置等を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとし、（1）は必須、（2）から（4）までのうち1つ以上の、計2つ以上の取組を行うこととする。

（1）指導活動全般に関する検討

効率的かつ効果的な事業推進に向けた検討や会計処理のルール等の確認、技術指導等に必要な資料の作成その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、調整・検討の取組。

（2）現地指導

希望する農業者等の要望に応じて、有機農業に関する指導者を派遣し、農業者の有機農業に関する技術を習得させるための現地指導、当該指導に必要な資料の作成等の取組。

（3）研修会開催

有機農業に関する技術習得に必要な研修会の開催や実証ほ・採種場の設置などの体制整備、研修カリキュラムの作成等の取組。

（4）有機農業に関する教育カリキュラムの策定

農業高校や農業大学校において、有機農業に関する指導者を招へいし、生徒への技術習得の研修会の開催や実証ほ・採種場の設置などの体制整備、有機農業の技術習得につながる教育カリキュラムの作成等の取組。

第3 補助要件

事業実施主体は、公募要領本体第4のほか以下の要件を全て満たす者の中から選定するものとする。

（1）再現性があり、生産性の高い有機農業の技術について十分な知見を有していること。

（2）都道府県域を越える範囲で広域的に有機農業技術の指導活動を行う、又は農業者等に対する研修を開催することが可能な体制を有していること。

第4 成果目標の設定

成果目標は、以下の（1）又は（2）のいずれかを選択するものとし、目標年度は令和6年度とする。

（1）複数の都道府県において、有機農業の技術指導を5回以上実施。

（2）複数の都道府県において、有機農業の技術指導を50人以上に対して実施。

第5 その他

- (1) 第2の(2)又は(3)に取り組む場合においては、公募要領第9の1(5)に掲げる資料として指導を予定している有機農業技術に関する概要・理論等をまとめた資料を提出すること。
- (2) 過年度において同一の事業に取り組んだ事業実施主体が、過去に本事業で作成した資料等の不要な更新は認めないものとする。

別記2 有機農業新規参入者技術習得支援事業

公募要領第3の1(2)に掲げる事業の詳細は、以下に定めるところによる。

第1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である又は今後取り組むことを予定しているものをいう。以下別記2において同じ。）が、有機JASの制度や技術的基準、品目別の有機農業の栽培技術等を習得するため、有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（以下「有機JASほ場実地検査」という。）の受講・受検及び品目別の有機農業の栽培技術を習得する講習会の開催を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有機JAS制度に関する研修等の受講・受検の支援

本事業の支援対象となる農業者（以下「支援対象者」という。）に対し、有機JAS講習会の受講及び有機JASほ場実地検査の受検の機会を提供するため、(2)により必要な経費を支援するものとする。

(2) 品目別技術習得講習会の開催

新たに有機農業に取り組む農業者を対象にした栽培技術講習会を開催する。講習会は、複数の品目を対象とし複数回開催するものとし、生産現場における取組事例を紹介するのみならず、新たに有機農業に取り組む農業者が科学的・経営的視点が得られる様なものであること、また有機農業者に対する指導人材（有機農業指導員等）等も参加が可能となるよう開催形式、開催時期や開催場所、内容等を工夫したものとする。

(3) 有機農業に関する経営データの収集・取りまとめ

新たに有機農業に取り組む農業者の経営向上のため、全国において有機農業に取り組む農業者の経営に関する指標の調査及び取りまとめを実施する。経営に関する指標は、複数の品目、産地及び経営構造を対象とし、それぞれの品目等での比較を可能とするよう工夫したものとする。また、取りまとめたデータを基に(2)で取り組む講習会で使用できる資料とする。

(4) 受講・受検の成果のフォローアップ

支援対象者の研修等の受講・受検の成果を把握するため、有機JASの制度等及び有機JASほ場実地検査に関する理解度並びに有機JAS認証取得に向けた取組状況を把握するアンケート調査等を行うものとする。

(5) 事業リーフレットの作成及び支援希望者の募集

(1)の支援や(2)の講習会への参加を希望する者を募集するため、本事業の支援内容や手続等を説明するリーフレットの作成、事業説明会の開催、インターネット、SNS等を活用した告知や希望者の募集を行うものとする。

第3 有機JAS制度に関する研修等の受講・受検に係る経費の支援

第2(1)の支援は、次のとおりとする。

(1) 支援対象者の要件

支援対象者は、以下のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である若しくは今後取り組むことを予定していること。
- イ 過去に有機 JAS ほ場実地検査を受けていないこと。
- ウ 本事業終了後、有機 JAS 認証を取得する意向があること。
- エ 第2(4)のアンケート調査や、事業実施主体が事業実施年度の翌年度以降に行う有機 JAS 認証取得状況調査に協力すること。

(2) 補助対象経費及び上限額

支援対象者の補助対象経費及び上限額は、以下のア及びイとする。なお、他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組は補助対象としない。

- ア 有機 JAS 講習会の補助対象経費は、講習会受講料（教材費を含む。）の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり30,000円とする。交通費、宿泊費は対象外とする。
- イ 有機 JAS ほ場実地検査の補助対象経費は、検査料（検査員の交通費を含む。宿泊費は支援対象としない。）の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり90,000円とする。

(3) 支援対象者の数

有機 JAS 講習会の受講者30名、有機 JAS ほ場実地検査の受検者30名を想定しているが、これ以上の応募があった場合は予算の範囲内で支援するものとする。

(4) 手続の流れ

支援対象者への交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。

ア 要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、実施要領別記様式第6号により農産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

イ 支援対象者の公募及び採択

(ア) 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から書面を提出させ、提出のあった書面について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を実施要領別記様式第7号により取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

ウ 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

(ア) 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者から(ア)の報告があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

エ 支援対象者の進捗状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

オ 支援対象者の認証取得状況報告

事業実施主体は、支援対象者における有機 JAS 認証の取得状況（未取得の場合にはその理由）を把握するため、事業実施年度の翌年度から令和 10 年度まで、毎年度、支援対象者に対し、6 月末までに有機 JAS 認証の取得状況について報告させるものとする。

第 4 補助要件

（1）事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、公募要領本体第 4 のほか以下の要件を全て満たす者の中から選定するものとする。

ア 補助金交付に係る事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

イ 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守するための規定や体制を有し、情報通信技術に関する知見を有する者が参画していること。

（2）補助要件

ア 第 2 に掲げる取組内容のうち（1）、（4）及び（5）は必須の取組とする。

イ 中立・公正な立場で全国各地の農業者に支援を行うこと。

ウ 支援対象者の有機 JAS 認証の取得状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度から令和 10 年度まで、毎年度、農産局長に報告すること。

第 5 成果目標の設定

本事業の成果目標は、事業説明会の開催やインターネット、SNS 等を活用した告知等を 10 回以上実施するものとし、目標年度は令和 6 年度とする。

別記3 オーガニック産地育成事業

公募要領第3の1（3）のアに掲げる事業の詳細は、以下に定めるところによる。

第1 事業の内容

有機食品市場が拡大する中、新たに有機農業に取り組もうとする農業者が現に存在し、今後も増加が見込まれるものの、農業者だけでは十分な販路の確保が難しいことを踏まえ、このような農業者が地域において地方自治体や関係者と連携し、栽培技術や経営力の向上や新たな販路の確保に向けた取組を実施できる環境を整備することで、新たに有機農業に取り組む農業者をより多く受け入れられる拠点的な産地を育成するものとする。

第2 支援内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業推進に関する検討

複数の有機農業者を始め、必要に応じ近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりの推進に向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について調整・検討を行う。

（2）栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、新たに有機農業に取り組む農業者の技術力や経営力の向上に資するよう留意するものとする。

ア 研修ほ場の設置等

実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置、及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、有機農業への新規就農者及び転換者に技術や経営等に関する指導を行う者とする。以下同じ。）や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

イ 新たな栽培技術の実証等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質、生産性、環境負荷等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

ウ 労働時間や生産コストの分析等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術の導入等による、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による講習会等の開催

エ 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

上記アからウまでの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同

様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成

オ 経営力向上・表示制度に係る研修会等

実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催

カ 新たに有機農業に取り組む農業者の土づくり技術実証

新たに有機農業に取り組む農業者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証

キ 成果報告会等

上記アからカまでの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

(3) 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の販路開拓・拡大に資するよう留意するものとする。

ア 販売戦略等に係る意見交換会等

地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催

イ 生産・出荷効率化に係る講習会等

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催

ウ 需要調査

実需者の意向把握調査（店舗調査を含む。）や需要量の調査

エ 展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

オ 加工品の試作開発

販路開拓に必要となる加工品の試作開発

カ 学校給食等での利用拡大

協議会に参画する地方自治体管内の学校給食等で利用する有機農産物等の栽培計画、集荷方法、納品規格等に関する調整・検討やマニュアルの作成、農産物の調理品又は加工品の試作、実践拠点における有機農業の取組及び有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

第3 要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、公募要領本体第4のほか以下の要件を満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・ 令和5年度に本事業に取り組んだ協議会であって、その構成員に以下のアからウまでの者が全て参画していること。

ア 有機農業の取組拡大を検討・計画している地方自治体の職員。

イ 原則として5名以上の有機農業者とし、その中に熟練有機農業者を1名以上、新たに有機農業に取り組む農業者（新規就農者又は転換者）を1名以上含むものとする。ただし、法人や団体等（以下「団体等」という。）を構成員に含む場合、当該団体等に属するこれらの者の数を個別に計上することができる。

また、事業開始後にやむを得ず上記の要件を満たさなくなった場合は、新たに有機農業に取り組む農業者を募ること等により、要件を満たすように努めるものとする。

ウ 上記ア及びイの他、近隣の農業者、各種団体関係者、生産された有機農産物等に関わる事業者や実需者、給食関係者、イベント関係者等のうちいずれかの者。

（2）補助要件

ア 第2の（1）の取組は、必ず実施すること。

イ 第2の（2）の取組を行う場合は、（2）アからキまでの中から2項目以上を、第2の（3）の取組を行う場合は、（3）アからカまでの中から2項目以上を選択し、一体的に実施すること。

ただし、みどりの食料システム推進交付金の各事業と連携した取組を計画・実施している場合には、同交付金の事業において取り組む項目と併せ上記要件を満たすこと。

（3）個別の取組項目の実施要件

本事業の第2に定める取組項目の実施に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 第2の（2）カの取組を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

（ア）実証を行う場所は、事業実施主体が必要と認めた、新たに有機農業に取り組む農業者の経営するほ場に限定するとともに、新たに有機農業に取り組む農業者は、熟練有機農業者や学識経験者、有機農業指導員等による技術指導を受けられるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組までとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業及び同種の国の事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同じの者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

（イ）ほ場で利用する堆肥等は、有機 JAS 規格別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布に係る経費を含む。）を補助対象とする。

イ 第2の（2）エ、（3）ア及びウの取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は、補助対象外とする。

（4）その他の要件

ア 本事業の事業実施主体は、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和３年２月２６日付け２生産第２１７０号農林水産省生産局長通知）を確認の上、同規範別のチェックシート（農業 事業者団体向け）を有機農業推進総合対策事業交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第３６５１号農林水産事務次官依命通知）第１７に定める実績報告（以下「実績報告」という。）の期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）宛てに提出するものとする。

イ 農業生産工程管理（GAP）の導入

事業実施主体は、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成２２年４月２１日付け２２生産第４７９号農林水産省生産局長通知）に沿った農業生産工程管理をより多くの農業者が導入するよう努めるものとする。

ウ 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

本事業の事業実施主体及び事業の受益者は、経営の安定を図るため、農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めること。

エ 次の取組は、補助対象としない。

（ア）事業実施主体が自力若しくは他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了している取組

（イ）国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

（ウ）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（エ）事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

（オ）その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費

（カ）特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながるＰＲ活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組

（キ）農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

（５）補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

第４ 成果目標の設定

本事業の成果目標は、以下のア及びイの両方とし、目標年度は令和９年度とする。また、以下のウ及びエは成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

- (1) 有機農業への新規就農者及び転換者の合計人数
事業実施年度の前年度の有機農業者数の 10%以上増加
- (2) 新たに有機 JAS 認証を取得した農業者数
事業実施年度の前年度の有機 JAS 認証取得農業者数の 10%以上増加
(前年度の有機 JAS 認証取得農業者がゼロの場合は、事業実施年度の前年度の有機農業者数の 10%以上とする。)
- (3) 国際水準の有機農業の取組面積
- (4) 有機農産物等の出荷量

なお、国際水準の有機農業について、農業者又は取組面積として算定するものは、①有機 JAS 認証を取得している、②国際水準の有機農業が行われていることを、地方自治体又は民間企業又は団体等の制度若しくは仕組みで確認されている又は③有機農業指導員等により確認されているものとする。

第5 その他

本事業の支援について、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは、原則3か年までとする。ただし、当該事業実施主体が取組を実施する地域の範囲を拡大し、かつ、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

別記4 オーガニックプロデューサー支援事業

公募要領第3の1の(3)イに掲げる事業の詳細は、以下に定めるところによる。

第1 事業の内容

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進する拠点的な産地（以下「実践拠点」という。）を育成するため、産地における販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案し、助言を行うオーガニックプロデューサーを派遣する取組等を支援する。

第2 オーガニックプロデューサーの役割及び要件

(1) オーガニックプロデューサーの役割

オーガニックプロデューサーは、実践拠点に対して、有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術、物流、販売先等）への対応を含む。）の提案や助言、実践拠点の農業者と実需者との円滑なマッチングの促進を行い、実践拠点におけるビジネス拡大を促進する。

(2) オーガニックプロデューサーの要件

オーガニックプロデューサーは、次のア及びイに該当する者の中から、事業実施主体が選定する者とする。ただし、事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）をオーガニックプロデューサーに選定することはできないものとする。

ア 実践拠点における有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術、物流、販売先等）への対応を含む。）を企画・提案し、助言ができる者

イ 次の（ア）から（エ）までのうち1つ以上に該当する者

（ア）地域や近隣の有機農業者が容易に意見や情報を交換することのできる関係を構築する意欲及び能力を有する者

（イ）実践拠点において有機農業技術を指導する意欲及び能力を有する者

（ウ）実践拠点に新たな販路を提供する意欲及び能力を有する者

（エ）その他事業実施主体がオーガニックプロデューサーに任命することが適当であると認めた者

第3 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。なお本検討会は、(3)の会議と同時に開催することも可とする。

(2) オーガニックプロデューサーの派遣

第2(1)に定めるオーガニックプロデューサーの役割を踏まえ、第2(2)に定める要件を満たす者の中から、本事業の成果目標達成に必要な者をオーガニックプロデューサーとしてあらかじめ選定する。実践拠点及びみどりの食料システ

ム戦略推進交付金「有機農業産地づくり推進」事業に取り組む地域（以下「実践拠点等」という。）からの要望に応じて、オーガニックプロデューサーを派遣（全国10地域以上に派遣することを想定。）し、実践拠点等で生産する有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術・物流・販売先等）への対応を含む。）を企画・提案し、助言を行う。

なお、オーガニックプロデューサーは、実践拠点等に関連する地域（有機農産物等を加工する企業の存する地域等）への訪問に際し実需者（本事業関係者やオーガニックプロデューサーと同一の組織に属する者は含まない。）を招へいすること、又は首都圏や関西圏若しくはオンライン上において実践拠点等の農業者や関係者が出展するビジネス商談会での商談等をサポートすることにより、実践拠点等の農業者、実践拠点等で生産される有機農産物等及びその加工品を製造・販売する者と実需者とのマッチングや商談を促す（全国3地域以上を対象とした取組を想定）。

（３）オーガニックプロデューサー会議の開催

複数のオーガニックプロデューサーの間で、個々の実践拠点等の販路拡大等の課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けた対応方針を協議するため、オーガニックプロデューサー会議を適時に開催する。なお、本会議には、オーガニックプロデューサー以外に有機農業や関連業界に知見を有する者を招へいできるものとする。

（４）有機農業の推進に関心を持つ自治体等を参集した会議の開催

オーガニックプロデューサーに加え、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に参加している自治体や、実践拠点に関わる自治体、みどりの食料システム戦略推進交付金「有機農業産地づくり推進」事業に関わる自治体等を参集し、有機農業関連の取組に関する情報共有等を行うセミナー等を開催する。

（５）成果の普及

（２）から（４）までの成果を普及するための報告書を取りまとめ、その内容を広く紹介する。

第４ 補助要件

（１）事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、公募要領本体第４のほか以下の要件を全て満たす者の中から選定するものとする。

- ・ 理事又は事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

（２）補助要件

第３に掲げる取組を全て行うこと。

第５ 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下の（１）から（３）までとし、目標年度は令和６年度とする。

- （１）オーガニックプロデューサーを派遣する全ての実践拠点等で、有機農産物等及

- びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）の提案を行い、
- 1 実践拠点等当たりの平均提案件数を 10 件以上とすること。
- (2) オーガニックプロデューサーの派遣地区及びマッチングや商談を促す取組の対象地区の累計を 13 地区以上とすること。
- (3) 第 3 (4) のセミナー等への参加自治体数 40 以上

第 6 その他

本事業の事業実施主体は事業終了後についても、オーガニックプロデューサーの派遣を行った実践拠点等に対するフォローアップに努めることとする。

別記5 有機加工食品原料国産化支援事業

公募要領第3の1(4)に掲げる事業の詳細は、以下に定めるところによる。

第1 事業の内容

有機加工食品の国産原料の拡大を推進するため、生産者と連携して国産有機加工食品（主原料の5割以上が国産原料のものをいう。以下同じ。）の生産に取り組む流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大の取組を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。

(2) 国産有機加工食品原料産地調整・共同調達実証

国産有機加工食品を取り扱う流通加工事業者と産地との広域的な連携の下、以下の取組を実施する。

ア 流通加工事業者の需要の取りまとめ

流通加工事業者の国産有機加工食品原料の使用量を把握するための需要の取りまとめ

イ 作付計画の調整

アに基づき、安定供給に向けた産地との作付計画の調整

ウ 収穫調製施設の共同利用等の共同調達実証の実施

ア及びイに基づいて生産された国産有機加工食品原料の収穫調製に必要な共同利用施設の借上げや共同配送の調整などのモデル的な取組

エ 国産有機加工食品の試作品開発

ア及びイにより生産される品目の国産有機加工食品の試作品の開発

オ その他

その他国産有機加工食品原料の生産・取扱い拡大に繋がるモデル的な取組の実施

(3) 事業者向けセミナー等の開催

国産有機加工食品を取り扱う者の増加及び事業者の有機食品の理解増進のため流通・加工等の事業者に対して行う以下の取組を実施する。

ア 有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例紹介

有機加工食品における原材料の分別管理方法等のJAS規格に係る説明、6次産業化や農商工等連携の取組を通じた国産有機加工食品の製造事例等を紹介するセミナーの開催

イ 流通効率化に向けた事例紹介や現場への専門家の派遣

現場の先進的な取組の横展開を推進するため、共同配送等による流通効率化に向けた事例を紹介するセミナーの開催や、流通効率化の提案・助言を行う専門家の派遣

ウ 事業者向け情報の発信

有機農産物の品質や利用方法等に係る事業者向け情報やマーケットの動向等の情報の発信

(4) 産地と事業者のマッチングの推進

有機農産物の取引を希望・検討する事業者と有機農産物を生産する農業者とのマッチングを促進する商談会を開催する。商談会では、事業者や農業者が各々の取組を紹介できる場や機会を設けるなど、マッチングが効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

第3 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、公募要領本体第4のほか以下の要件を全て満たす者の中から選定するものとする。

- ・ 事業を実施する協議会や法人等の構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通事業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 個別の取組項目の実施要件

第2(2)エに定める取組項目の実施に当たって、食品加工機械をリース導入する場合の基準は、次のとおりとする。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

イ 食品加工機械の範囲

食品加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。

ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

(ア) 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。

(イ) 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

ウ 機械の利用条件

(ア) 有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。

(イ) アに定める利用者が共同利用するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

(イ) リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。

(ウ) リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

(エ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。

(オ) リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。

オ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2 以内

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2 以内

第 4 成果目標の設定

本事業の成果目標は(1)から(3)までとし、目標年度は令和 6 年度とする。

(1) 第 2 (2) を実施した結果、有機加工食品原料の取扱量を拡大させた事業者数
10 以上

(2) 第 2 (3) のセミナー等への参加事業者数 50 以上

(3) 第 2 (4) のマッチング商談会の開催回数 累計 1 回以上

別記6 国産有機農産物等需要拡大支援事業

公募要領第3の1（5）に掲げる事業の詳細は、以下に定めるところによる。

第1 事業の内容

国産有機農産物等の需要を拡大し新たな市場を創出していくため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携して行う消費者の需要喚起、有機農産物等の認知度向上及び有機農業の環境保全効果の訴求に係る取組を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）国産有機農産物等の消費者需要喚起のためのワークショップ等の開催

国産有機農産物等の生産の特徴（栽培方法や地域資源の有効活用）及び生物多様性保全等 SDG s 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、これら農産物を原材料とした様々な有機加工食品の開発動向など、国内における有機農産物等の生産から流通・加工、消費までの取組等を把握できる消費者参加型のワークショップ等（セミナー、イベント企画等を含む）を開催するとともに、国産有機サポーターズ（農林水産省が事務局を務める国産有機食品（有機農畜産物及びその加工品）を取り扱う小売事業者及び飲食サービス事業者のプラットフォームのことをいう。以下同じ。）と連携して行う、各種事例の紹介などによる事業者への啓発や展示会・イベントへの出展等の取組を支援するものとする。

なお、ワークショップ等の開催に当たっては、国産有機サポーターズと連携して、消費者が国産有機食品について、見る・食べる・触れる・考える等の経験が得られる催しとして企画する、又は国産有機サポーターズ参加者が個々に行うこれらの取組を紹介する等により、国産有機農産物等や、国産有機サポーターズ等の国産有機食品を取り扱う事業者に消費者の注目や関心が高まるよう工夫するものとする。

（2）有機農産物等の認知度向上に係る取組

有機農産物等の認知度向上のため、有機 JAS 等の表示制度に関するセミナーの開催や、児童、消費者等を対象に有機農業について学習することができる教育コンテンツの作成及び広報の取組を支援する。

（3）有機農業の環境保全効果訴求に係る取組

生産現場での環境保全の取組や生物多様性の保全の効果など有機農業の環境保全効果を消費者に訴求するためのリーフレット、ポスター、映像等の作成や、消費者向けのセミナーの開催を支援する。

（4）取組の情報発信

（1）から（3）までの取組に加え、国産有機サポーターズ等の国産有機食品を取り扱う小売・飲食事業者等の取組や有機農業に取り組む生産者の取組をホームページ、SNS 等を用いて広く情報発信する。

第3 補助要件

（1）事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、公募要領本体第4を満たす者の中から選定するものとする。

(2) 補助要件

ア 第2に掲げる取組を全て行うこと。

イ SNS やホームページ等の独自の情報発信ツールを有し、定期的に活用していること。

第4 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は令和6年度とする。

- (1) 本事業に関する取組の情報発信（SNS 等を通じた情報発信の回数） のべ 50 回以上
- (2) 本事業で実施する有機農業に関するセミナーの受講者数及び本事業で作成する教育コンテンツの受講者数の合計 200 名以上
- (3) 本事業で実施する有機農業の環境保全効果を訴求するセミナーの受講者数及び本事業で作成するリーフレット等の配布者数の合計 300 名以上